



可塑剤とは（フタル酸エステル規制）

可塑剤とは

可塑剤とは、「樹脂に対して、その成形加工を容易にし、もしくは、柔軟性を与えるために、樹脂の分子鎖間に入り込む様に配合される添加剤です。」と「指定おもちゃにおけるフタル酸エステルの規格基準の取扱いに関する Q&A」（事務連絡 平成 22 年 11 月 11 日）の Q 4 で示されています。

例えば、ポリ塩化ビニルは、耐薬品性・難燃性・耐候性（紫外線等に強い）が優れているため、水道管や雨樋（あまどい）などに使われている硬い材質です。これに可塑剤を加えて柔らかくしたものを軟質塩化ビニル（ソフトビニール）と言い、ホース、ビーチボール、電線の被覆材、ビニールハウスのフィルムなどに使われています。おもちゃにおいても、キャラクター人形（通称：ソフビ人形）を中心にこの材料が多く使用されています。



<参考資料>

[「指定おもちゃにおけるフタル酸エステルの規格基準の取扱いに関する Q&A」](#)（事務連絡 平成 22 年 11 月 11 日）

可塑化された材料からなる部分

可塑化された材料からなる部分とは可塑剤が使用された材料を言います（上記 Q&A の Q 4 参照）。

可塑化された材料からなる部分に対して、6 種類のフタル酸エステルが規制（別紙参照）されており、検疫所から使用の有無を確認するための検査が指導されています（対象のフタル酸エステルが使用されていないことが客観的に判断できる資料が検疫所に提示できる場合を除く）（上記 Q&A の Q 6 参照）。

留意点

「おもちゃのフタル酸エステルの取扱いについて」（食安輸発 0727 第 1 号 平成 23 年 7 月 27 日）により、ポリ塩化ビニル、ポリウレタン及びゴムからなる部分については、可塑剤使用の有無及び対象フタル酸エステルの使用の有無に関わらず確認のための検査が指導されています。

この通知を踏まえ、規制されているフタル酸エステルについては別紙をご参照ください。

<参考資料>

[「おもちゃのフタル酸エステルの取扱いについて」](#)（食安輸発 0727 第 1 号 平成 23 年 7 月 27 日）

以 上

別紙

おもちゃの可塑化された材料からなる部分のフタル酸エステルの規制

材料と材料名は一例として示したものです。

口に接触することを本質とする部分
材料：ゴム → 規制物質①

材料（赤色塗膜）：ポリ塩化ビニル
→ 規制物質③

材料：ゴム → 規制物質③

口に接触することを本質とするおもちゃの口に接触すること

材料：ポリ塩化ビニル → 規制物質②

おしゃぶり
(口に接触することを本質とするおもちゃ)

材料：ポリウレタン → 規制物質③

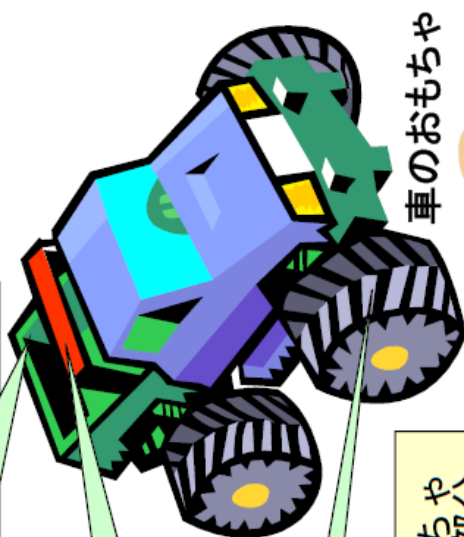
《規制物質》

①: DBP, DEHP, BBP, DIDP, DINP, DNOP (6物質)

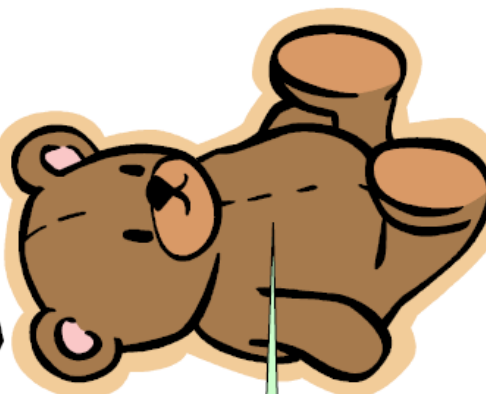
②: DBP, DEHP, BBP, DINP (4物質)

③: DBP, DEHP, BBP (3物質)

DBP : フタル酸ジ-n-ブチル
DEHP : フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
BBP : フタル酸ベンジルブチル
DIDP : フタル酸ジイソデシル
DINP : フタル酸ジイソノニル
DNOP : フタル酸ジ-n-オクチル



車のおもちゃ



ぬいぐるみ

